

令和2年度 自転車条例の制定に係る広報啓発チラシ等の作成業務委託仕様書

1 業務の目的

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）について、自転車利用者、学校、事業者及び販売店等に対する広報啓発のポスター・チラシ等を作成し周知を図る。

2 業務の名称

自転車の安全利用促進に関する条例制定に係る広報啓発ポスター・チラシ作成業務委託事業

3 業務の実施期間

契約の日から令和2年9月30日（水）まで

4 委託料額の上限

800千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 委託業務の内容

(1) ポスターの作成（1,750枚）

A2版 フルカラー コート紙

- ・ 県民向け（690枚）
- ・ 中学、高校生向け（580枚）
- ・ 小学生向け（480枚）

(2) チラシの作成（55,700枚）

A4版 フルカラー 両面刷り

- ・ 県民向け（51,160枚）
- ・ 中学、高校生向け（1,960枚）
- ・ 小学生向け（2,420枚）
- ・ 自転車販売店（160枚）

5 チラシの内容

- (1) 自転車の安全利用促進に係る条例の内容を自転車利用者等へ周知するものであること。
- (2) 自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかけるものであり、保険加入状況の確認フロー図が掲載されたものであること。
- (3) 自転車の安全で適正な利用を呼びかけるものであること。